

平成30年6月定例教育委員会会議録

日 時	平成30年6月22日（金） 午後1時30分～午後3時6分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 委員 片山 恵一 委員 飯田 文宏 委員 牛田 洋史
欠席委員	教育長職務代理者 高橋 照江
委員以外 の出席者	教育部長 山口 均 教育指導課長兼 教育部参事 福島 正敏 教育研究所長 佐藤 直樹 市民部専任参事 佐藤 正男 生涯学習文化振興課長 五味田 直史 教育総務課長 宇佐美高明 図書館長 田中 和也 学校教育課長 久保田 貴 教育総務課課長代理 守屋 紀子 教育総務課主任主事 水野 統之
傍聴者	4名
会議次第	<h3>6月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 平成30年6月22日（金） 午後1時30分</p> <p>場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成30年7月の開催行事等について</p> <p>(2) 秦野市学校業務改善方針「学校閉庁日」の取組について</p> <p>(3) 平成30年度教育研究所公開講座の開催について</p> <p>(4) 平成30年度はだのっ子アワード事業について</p> <p>(5) 第1回ミュージアムさくら塾 明治150年「山下居留地からみた 神奈川の文明開化」について</p> <p>(6) 桜土手古墳展示館夏季企画展 「広告メディアとしてのアート ー浮世絵・引き札・宮永作品の共通点ー」について</p> <p>(7) はだの浮世絵ギャラリー企画展 「涼と華 夏の装いと暮らし」 について</p>

	<p>(8) ふれあい通学合宿について</p> <p>(9) 第9回親子川柳大会の作品募集について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第18号 秦野市立中学校給食基本方針について</p> <p>(2) 議案第19号 秦野市学校運営協議会設置校の指定及び委員の委嘱又は任命について</p> <p>(3) 議案第20号 秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 秦野市中学校部活動ガイドライン（案）について</p> <p>(2) 秦野市いじめ防止基本方針（案）の改定について</p> <p>(3) 大根幼稚園・大根小学校の施設一体化について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 平成30年度園・校における防災訓練（引き取り訓練）の結果について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

こんにちは。ただいまから6月の定例教育委員会会議を開催いたします。

本日、高橋委員から急遽、欠席の御連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」について御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

－異議なし－

内田教育長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、5「協議事項」の(3)大根幼稚園・大根小学校の施設一体化について、これにつきましては、意思形成過程にあり、非公開情報が含まれますので、会議を非公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

内田教育長

それでは、5(3)は非公開といたしたいと思います。

それでは、次第の3「教育長報告及び提案」についてお願いいたします。

教育部長

よろしくお願いいたします。私からは、(1)平成30年7月の開催行事等について御報告させていただきます。

まず7月2日、平成30年度第2回園長・校長会、教育庁舎、この会場で行います。

7月4日から7日まで、ふれあい通学合宿でございます。大根小、広畑小の児童が通学合宿を行います。これは後ほど担当課のほうから御説明させていただきます。

次に、7月6日、中学校完全給食庁内委員会及び推進会議・行政視察としまして、昨年、センター方式で学校給食を実施しました川崎市南部学校給食センターを行政視察してまいります。

7月7日、入門講座「やさしい秦野の歴史」、これは2回シリーズでして、1回目は6月に済んでございますが、2回目としまして、今度は中世から近現代までを対象に講座を行います。

7月9日、園・学校教育訪問です。すえひろこども園で行います。ぜひ、時間があれば、教育委員の皆様も御出席いただければと思います。

7月10日、24日、例月のブックスタート事業の実施でございます。

7月19日、定例記者会見、午後から地方紙、夜に日刊紙の記者会見がございます。

7月20日、幼・小・中終業式でございます。

同じく7月20日、7月の定例教育委員会会議の開催でございます。

裏面をおめくりいただきまして、7月24日、教育研究所公開講座でございます。堀川公民館で行いますが、これについても後ほど担当課のほうから御説明させていただきます。

7月25日から28日まで、ミュージアムさくら工房夏休み親子まが玉作り教室でございます。桜土手古墳公園で夏休みの親子を対象に実施いたします。

7月25日から8月18日まで、鶴巻下部大山灯籠行事ということで、保存会によります大山灯籠設置を行います。鶴巻第1自治会館敷地内に設置いたします。

7月26日、第42回相模ささら踊り大会、これについては、綾瀬市の市民スポーツセンターで開催され、秦野ささら踊り保存会が参加いたします。

7月28日、はだのっ子アワードふるさと検定でございます。本町小学校ほかで行う予定でございます。これも後ほど担当課のほうから御説明いたします。

7月28日、16ミリ映写機操作技術認定講習会、16ミリの映写機、映画フィルムを取り扱う講習会を図書館視聴覚室で行い

教育部参事

ます。

7月29日から31日まで、広域連携中学生交流洋上体験研修でございます。清水港から新島という予定で実施いたします。

私からは以上でございます。

私からは、秦野市学校業務改善方針「学校閉庁日」の取組について、資料2を御覧ください。

学校業務改善方針、本市の方針につきましては、本年3月に国の働き方改革の緊急提言を踏まえて策定されております。これを踏まえまして、この取組項目のうち、今日は「学校閉庁日」の取組について御報告させていただきます。

このほか、部活動の取組ですとか、様々ございますが、具体がまとまり次第、順次説明させていただきたいと思っております。

では、「学校閉庁日」の取組、資料2を御覧ください。平成30年度から教職員の自己研鑽等資質向上を図るために、夏季休業中に3日間、学校閉庁日を設定させていただきます。

実施期間は8月13日、月曜日から15日、水曜日まで。

この取組は、全小中学校22校を対象としまして、学校業務の停止期間というのを設けまして、原則この間、各学校においては勤務日ではありますが、「日直を置かずに、学校としての対外的な業務を行わない日」とさせていただきます。例年、8月中旬のお盆期間は学校への訪問者も少ないため、この時期に、教職員の多忙化対策として、夏季休業中に少しでも休暇を取得しやすい環境を設定させていただきます。

なお、事故、災害等、緊急時の対応につきましては、教育指導課で対応するという旨の保護者向けの「お知らせ」を7月にお出しする予定でございます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

教育指導課長兼
教育研究所長

私からは(3)(4)につきまして御報告させていただきます。

それでは、資料No.3を御覧ください。平成30年度の教育研究所公開講座の開催についての御案内でございます。今年度は7月24日、堀川公民館におきまして、株式会社LINEより講師をお迎えしまして、適切なネットモラルの指導方法について体験型の研修を予定しております。

実はLINEをお招きしての研修会、今年で3年目で、大変中身の濃い研修でございます。先生方からも毎回、大変好評でして、多くの参加者がありました。今回は、特に市民向け、保護者にも周知を啓発させていただいて開催していきたいと考えております。

生涯学習
文化振興課長

続きまして、資料No. 4を御覧ください。はだのっ子アワードについてでございます。昨年度から、協議会の議論をもとに文芸部門を廃止しまして、体験活動部門、ふるさと秦野検定部門、2部門で拡充して実施しております。

今年度のふるさと秦野検定につきましては、7月28日の土曜日に実施いたしますが、実は教育研究所のほうは昨年度からボランティアバンクを立ち上げております。こうしたボランティアの方々にも御協力いただきながら、メイン会場、本町小学校以外にも幾つか会場を設けて参加者の増加につなげてまいりたいと考えております。

既に校長会とも丁寧にやりとりさせていただきまして、従来の鶴巻小学校に加えて、大根小学校からも学校としての参加を考えていただける旨の回答をいただいております。既に先週、この申し込みにつきましては配布をいたしました。また、7月1日の広報にも掲載予定となっております。

私からは以上でございます。

私からは、資料5から9までを御報告させていただきます。

まず最初に、資料5の第1回ミュージアムさくら塾、明治150年「山下居留地からみた神奈川の文明開化」についてを報告させていただきます。

明治150年を記念いたしまして、第1回ミュージアムさくら塾につきましては、かながわ考古学財団の担当者の方を講師に招いて、横浜市にある山下居留地遺跡の発掘調査の結果から見た明治時代における神奈川県の様子についての説明をしていただく予定でございます。

日時は6月30日。会場は桜土手古墳展示館になります。

写真にあります山下居留地遺跡55番地、これは現在の神奈川芸術劇場付近の場所になっていますけれども、山下居留地はもともと、昔の図面を見ますと、今の関内の横浜球場のあたりから東側、元町のあたりまでの間であったとのこと。

次に、資料6の桜土手古墳展示館夏季企画展、「広告メディアとしてのアートー浮世絵・引き札・宮永作品の共通点ー」について御報告させていただきます。

本日机上配付をさせていただきましたカラー刷りの資料を御覧いただければと思います。まず、開いていただいて左側に「浮世絵からの自己紹介」、それから「引札からの自己紹介」、それから「宮永岳彦からの自己紹介」という3つが印刷されております。

浮世絵につきましても、この絵の中に看板やお店を入れて、その紹介をしてあるということ、それから、引き札につきましても、現在のチラシとして使われていたということ、それから、宮永岳彦につきましても、商業デザイナーとしての様々なポスターや雑誌等の表紙を書きつけてきたという共通点をもとに、この企画展を開催いたします。

会期につきましては、6月30日から7月22日までとなります。

あと、資料6の下の写真の右側に引き札の絵が印刷されておりますけれども、ここにございます秦野今泉今川町、三角と書いてある、このお豆腐屋さんですけれども、現在の、傘屋さんのところの通りの栄町の角にありますお豆腐屋さんの前身のお店になるのだそうです。

次に、資料7を御覧ください。はだの浮世絵ギャラリー企画展でございます。江戸の庶民が暑い夏をどう過ごしたのか、それから、納涼ですとか花火などの夏の風物詩を題材にした浮世絵を展示いたします。

会期は6月30日から8月26日まで。

展示内容といたしましては、三代目の豊国ですとか、あと、広重などの作品を32点御紹介させていただきます。

次に、資料8を御覧ください。ふれあい通学合宿についてでございます。この通学合宿につきましては、家庭や地域の教育力を高めるということを目的といたしまして、平成15年度から実施しております。今年度につきましても、大根・広畑小学校の4年生から6年生と、大根中学校の生徒が参加して取り組んでまいります。

実施期間は7月4日から7日までの3泊4日となります。

本年の活動場所は大根公民館となっております。大根公民館と広畑ふれあいプラザで隔年で実施しておりますけれども、今年は大根公民館で実施いたします。

本年の参加者でございますけれども、大根小学校から24人、広畑小学校からは8人、合計32人、それから、大根中学校の生徒のボランティアさんが10人参加する予定になっております。

主な活動といたしましては、調理・清掃等の日常生活体験、それから、もらい湯協力家庭と長寿会との活動など、それからレクリエーション活動などを行ってまいります。

裏面のほうに、3泊4日分の活動スケジュールが記載されてございます。

次に、資料9でございます。第9回親子川柳大会の作品募集でございます。親子川柳大会につきましては、平成22年から開催しております、小・中学生とその保護者を対象に作品の募集をいたします。

募集期間といたしまして、7月17日から9月3日。

表彰式につきましては、11月17日、土曜日の午後2時から行います。

入賞作品における賞につきましては、大賞を3賞、それから特別賞を8賞設定いたします。

入選作品の展示等につきましては、受賞者につきましては作品集を作成したものをお渡しします。それから、小・中学校の全校児童・生徒へは入選作品の掲載のチラシを配布させていただきます。また、イオン秦野ショッピングセンターと、それから市役所西庁舎のところにありますコンビニの壁面のところに展示をさせていただきます予定となっております。

私からは以上でございます。

内田教育長

教育長報告が終わりましたので、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

ボリューム的にそれほどでもないのですが、(1)から(9)までまとめて、ありましたらお願いしたいと思います。

飯田委員

まず、資料2についてちょっとお尋ねというか、お聞きしたいんですけど、閉庁日が8月の13日から15日までということなんですけど、冬休みの三が日とかは、それは閉庁日にはなっているんですか。

教育部参事

この閉庁日とはちょっと質が違いまして、三が日は日曜日等と同じ扱いなのですが、今回の閉庁日は勤務日ではあるんです。ただ、先生方には年休をできるだけ取得しやすくして、日頃忙しいところをお休みくださいと、そういう日ということで、対外的な業務は行わず、人によっては学校で教材研究等をする方もいらっしゃるかと、そういうことでございます。

飯田委員

分かりました。ありがとうございます。

内田教育長

ほかにどうでしょう。

牛田委員

今の参事のほうから話がありましたとおり、教職員の多忙化対策の一つとして私も評価できるのではないかなと、このように思います。

お尋ねしたいことは、この閉庁日ということについては初めての試みでもありますので、学校には地域の方もお見えになりますので、この辺の取扱いについて市民の方々、保護者を含めてお知

らせする必要があるんじゃないかなと思うのですが、例えば広報はだのの中で案内するとか、これも一つの情報かなと思ったりもしています。

あと一つは、閉庁日とは知らずに学校を訪ねられる方もいらっしゃると思いますので、玄関あたりに8月13から15は学校閉庁日ですと、どういうふうな案内表示にするかどうかは今後の課題になるかと思いますが、そういった表示も多分、それぞれ各学校で対応されるとは思いますが、場合によっては市内統一した形で表示してもいいのかなと、こんなふうに思いますので、御検討いただけたらと思います。

あともう1点ですが、下3行のなお書きのところで「84-2786」ということで対応するということですが、学校に電話をかけた場合に、どういうふうな形で案内されるのか、留守で終わってしまうのか、それとも何か転送があるのか、何かメッセージが流れるのか、そのあたりは今の時点で何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

ありがとうございます。

最初の広報はだのというお話がございましたが、今回、方針を立てまして、3年間のアクションプランということですので、まず今年は試行を兼ねております。ですので、まず、保護者への周知を夏休み前にプリント配布をすることでさせていただきまして、そしてまた、地域という意味では、校長先生のほうから学校の関係者、例えば子どもを育む協議会ですとか、関係者に連絡をかけてというような対応を考えています。お盆の時期ですので、基本的に来校者はあまりないという前提の中での取組なので、状況を見て次年度以降にまたそういった対応が必要であれば、広報はだの等も検討の中に入れていきたいと思っております。

それから、電話ですが、転送電話という機能は学校の電話にはございませんので、その辺は今回、試行ですので、場合によって受話器をとらざるを得ない場合も学校事情の中にはあろうかと思えます。特に中学校は、お休みとはいえ、部活動によって、この3日間に何か大会が入っていたりとかというときには、これは例外的に対応せざるを得ない部分もございますので、その辺は学校事情の中で、今回やってみて、必要な対策を今後とっていききたいと思っております。

以上です。

ありがとうございます。

試行の段階でありますから様々な課題が生じてくるかと思

教育部参事

牛田委員

ますが、落ちつくべきところで落ちついて、上手にうまく浸透していけばいいなど、こんなふうに思います。よろしくお願ひします。

以上です。

内田教育長
教育部参事

ちなみに、中事務所管内の状況がもし分かれば。

平塚以外は今、その方向で動いているというふうに聞いていますが、はっきりと確定はしていませんけれども県域15市でも8割方はそういった状況だというふうに伺っております。

内田教育長
片山委員

ほかに。

今のあれなんですけど、今、メールしか見ない方がいると思うんですけども、そういう方のためにメールを使うとかという考えはないでしょうか。例えば訓練のときに安心メールとか、登録があるんですが。

教育部参事

一応、教育委員会が発するプリントを配布したいと思っておりますが、今のところそれで対応しようと思っておりましたが、御意見として承っていきながら、今後を確認したいと思います。

以上です。

片山委員

資料3にある内容なんですけど、これ、内容を具体的にどういうことをやるのか、非常におもしろいということで、ちょっと教えていただければと思います。

教育指導課長兼
教育研究所長

LINEのほうでは、会社を立ち上げて急速に成長する中で、やっぱりインターネットに関する事件、事故、トラブルとかが多いので、こういった研究開発の部門、教育関係を中心としたところへ派遣するためのインストラクターを養成しています。その際に特定の幾つかの開発キットがございまして、一例ですと、LINEの画面上に他人の画像を掲載するとどんな影響が出るかということ、先生が教えるのではなくて、子どもたちに提示をして話し合い活動をするような、「主体的・対話的で深い学び」を意識したような教材が幾つかあるということでございます。

片山委員

分かりました。ありがとうございます。それはためになる。ありがとうございます。

内田教育長
飯田委員

ほかにどうですか。

今の資料3に関してですけど、今回、保護者も参加できるということなんですけど、保護者は学校を通して募集するのか、それとも市P連とかそういうのを通しての参加の要請になるのか、募集になるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

教育指導課長兼
教育研究所長

現状としましては、学校を媒介としまして啓発をしていくつもりでございます。

飯田委員
内田教育長
片山委員

生涯学習
文化振興課長

片山委員
内田教育長

片山委員
内田教育長

特に、実は先日、学力・学習状況調査の検討委員会がございまして、その中で今年から有識者として入っていただいた横浜国立大学の高木副学長から、質問紙の中で、秦野市は、インターネットに費やす時間、子どもたちが大変多いというところにございました。

ですから、ネットとの付き合い方というのは、単にネットモラルのことだけではなくて、教育水準の改善向上にも大きな影響をもたらすと。それに当たっては現在の保護者も地域も巻き込みながら啓発活動をやっていききたいということでございますので、基本的には学校を通じて呼びかけをして、保護者の自主的な参加につなげたいと。

ただ、無理くりというふうな、どうしても、市P連にお願いしますと市P連の皆様は大変協力的でございますので、平日の昼に無理やりということのないように、最初はやわらかくお願いしていきたいです。

以上です。

ありがとうございます。

ほかにどうですか。

資料8ですけど、これは参加者のところを見ますと、今回、中学生の生徒ボランティアが10人も参加してくれると、非常にこれはうまくつながっている事業だと思うんですけど、やはり皆さんの負担が相当なのかなという気もして。ただ、そういうところはあるんですけど、これは続けていっていただけるとありがたいなと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

一番下のところにもありますけれども、今年も東海大学の学生さんのボランティアの助けを借りながら、また、実行委員会のほうに地元のPTAや学校の先生方も入っておられますけれども、あと、商店会の方とかも入っておりますので、そういった方々の御協力をいただきながら今年もやらせていただきたいと思います。

お願いします。

小学生のときに参加した子が中学生になって、感想の中で、来年も、中学生になっても参加すると、こういうことを言っていますので、うまくつながっていけばいいなと思うんですけど。

はい。そう思います。

ほかにどうでしょうか。

先ほどの学校閉庁日の関係は、中事務所管内で状況によってで

学校教育課長

きるところ、できないところはあるようなんですけれども、基本的に、二宮とか大磯については実施していくということで準備されていきましたから、同一の歩調になるかと思うんです。

どうも感覚的に、年末年始の、これは完全な休暇ですね、職員も何もみんな休みに。夏のこの期間というのは、勤務日なんですけど、この勤務日に年休をとってもらって休んでもらうと、こういう違いがあるものですから、この間を地域の方あるいは保護者の方に理解していただいて、学校はその日は動いていませんよということのをこれから浸透させていく試みの一つとして、まず今年度、県下の各市も取り組んでみようというような動きになっています。

どうでしょう、ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、教育長報告については以上とさせていただきます。

次に「議案」に入りたいと思います。

まず、議案第18号「秦野市立中学校給食基本方針について」、説明をお願いします。

それでは、議案第18号、秦野市立中学校給食基本方針について説明いたします。

本案は、食育と子育て支援の観点から、育ち盛りの生徒の健全育成に資する中学校給食を実現するため、基本方針を定めるものでございます。

1枚おめくりください。中学校給食の完全実施につきましては、4月27日の総合教育会議で市長から中学校給食の完全実施について決意が示され、教育委員の皆様との意見交換が行われました。その中で実現の方向性が確認され、市長からは、早期実現に向けた教育委員会での協議が求められたところでございます。

その後、5月23日の定例教育委員会会議、さらには6月13日の臨時教育委員会会議で、この基本方針について協議を進めていただきました。また、並行して保護者の代表らで構成する推進会議でも、現在、検討作業が進められております。

こうした中、この基本方針は今後、具体の検討を進めるうえでの指針とすべく、基本方針を定めるものでございます。これまで御指摘いただいた事項を踏まえまして案を作成いたしました。前回からの修正点を含め、主な事項について説明させていただきます。

まず1点目はタイトルでございますが、秦野市立中学校給食基本方針。ここでは給食全体を指すことからこのようにさせていただきます。

本文の1行目後半ですが、委員の皆様からは、実施に当たってこの給食の定義、特に完全給食としての定義をスタート時点できちりとしていたほうがよろしいという御意見をいただいております。最後の部分、「小学校全校で主食、副食及び牛乳による」という部分を追加いたしました。ここで「完全給食」の定義をしております。

なお、推進会議の委員からも、完全給食と聞いたときに、自校方式が完全給食という理解をしているという意見がありましたので、ここでいう完全給食は、主食、副食及び牛乳によるものであるということを明らかにいたしました。

本文の下から4行目、「全国的に」というところですが、これまでは中学校給食の完全実施が進んでいるという表現でしたが、ここで「全国的に中学校で完全給食が実施されています」という表現に改めました。

本文の下から2行目後半部分ですが、これまでは中学校完全給食と表記していましたが、ここはタイトルと合わせまして、全体を指していることから「完全」を削除し、「育ち盛りの生徒の健全育成に資する中学校給食」といたしました。

また、前回御指摘いただきましたように、繰り返しを避けるということと、なるべく簡潔でわかりやすい表現にするといった視点から、本文の中の1つ目、ここで早期に実現を目指すものは完全給食という表現はそのままにしましたが、ここでは「中学校」を削除することといたしました。

なお、項目の2番から5番につきましては、いずれも繰り返しを避けた簡素な表現ということで「学校給食」で統一したところでございます。

基本方針につきましては以上です。

説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思っております。

基本的に、前回お示しして御意見をいただいたものを整理して、御意見を反映させていただいたという形になっています。特に完全給食というもの、理解の仕方というんですか、この部分をきちんと整理したほうがいいだろうということで、今、小学校でやっています主食、副食、牛乳、そうしたものを具体的にうたっているということでございます。

これまでの協議の内容を踏まえられて、しっかりと丁寧によく分かるように方針が整理されているなど、こんなふうに思います。お疲れさまでした。よろしく申し上げます。

内田教育長

牛田委員

内田教育長

ほかはどうでしょうか。もし御意見があればお願いしたいと思いますが。

基本的にこの基本方針を御理解いただければ、この方針に基づいて、市長が言っておられます、市長の任期中の実行をという考え方をお持ちですから、それに向けて今、検討委員会をやっていますが、先ほど部長の開催行事の中の7月6日の推進会議、行政視察もありますけれども、準備を進めていると。あわせて財政的な面も含めて検討を進めたうえで、予定されている時期を目指して実行に向けて頑張っていくと、こんなふうな形になると思います。

よろしいでしょうか。

飯田委員

7月6日の推進会議で、この基本方針というのは初めてそこでお示しするんですか。

学校教育課長

本日、基本方針を決定いただきましたら、今後は秦野市の方針としても政策決定をいただく予定でございます。あわせて推進会議をはじめ市民の皆様にも色々な方法を使いまして周知ができればというふうに考えております。

推進会議は次回、6月26日に開催を予定しております。今回は鎌倉を視察予定でおりますので、そのときに教育委員会会議で決定されたこの基本方針をお示しし、今後の検討作業の指針としていただきたいというふうに考えております。

以上です。

飯田委員

分かりました。ありがとうございます。

内田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号「秦野市立中学校給食基本方針について」、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「秦野市学校運営協議会設置校の指定及び委員の委嘱又は任命について」、説明をお願いいたします。

教育指導課長兼
教育研究所長

では、議案第19号についてお願いいたします。

学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールにつきましては、この度、秦野市学校運営協議会規則第3条第2項に基づきまして、学校運営協議会設置の申し出が渋沢中学校からございましたので、秦野市立渋沢中学校を設置校として、別紙2にあるような委員の構成で指定をお願いするものでございます。

前回の協議事項の際にも触れましたが、渋沢中学校は、大分前になりますが、生徒指導等で様々な課題に直面する中で保護者や

地域と連携しながら課題解決に当たってまいりました。こうした経緯を踏まえて、地域との協働を重視しながら学校運営協議会を運営していく趣旨でございます。

以上、よろしく申し上げます。

内田教育長

渋沢中学校の学校運営協議会の関係ですが、説明は終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

前回のときもお話ししましたが、この運営協議会も今後、拡大していきますと、どうしても人の問題、人の問題といえますのは、やっていただく方が、同じ地域ですとどうしても複合的にやっていただくような場面も出てきてしまいますから、今後の展開によって、場合によっては、これを中学校区ですとか、そういう単位で変化していくということも十分あり得るんだろうというようなことを思っています。

どうでしょうか、よろしいですか。

それでは、議案第19号「秦野市学校運営協議会設置校の指定及び委員の委嘱又は任命について」、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について」の説明をお願いいたします。

生涯学習

文化振興課長

秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問についてでございます。

指定対象物件といたしましては、東光寺の薬師堂山門でございます。所有者は、宗教法人東光寺。所在地は、秦野市南矢名371番地、それから秦野市下大槻236番地でございます。この所在地が2段書きになっていることにつきましては、この山門が南矢名と下大槻の境のところにかかっているというのがございまして、山門を正面に見据えて右側が南矢名、左側が下大槻ということになります。

この物件につきましては、東光寺の薬師堂は、市の指定の重要文化財、薬師如来立像を本尊としておりまして、古くから矢名薬師と呼ばれておりまして、地域の方たちの信仰を集めているものでございます。この薬師堂の本堂の前面にある山門につきまして、柱と柱の間が3つに区切られているということから三間楼門の形式の仁王門でございます。門の左右には、阿形と吽形の2体の仁王像がおさめられております。

市内にある仁王門について、国の登録有形文化財に登録されて

いる蓑毛の大日堂仁王門と東光寺の薬師堂山門の2か所がござ
います。

この楼門は、二階建ての門の形式の一つでございまして、下層
のほうに屋根がなくて、一階と二階の間に高欄と呼ばれる柵がつ
いた廻縁がある山門でございまして。

神奈川県西部におきましては、この三間楼門形式の山門は東光
寺薬師堂山門のみでございまして、また、五間堂と呼ばれる本堂
と楼門が一緒にあるという状態は、格式が高いものを表している
というふうに言われておりまして、県内でも数えるほどしかない
というものだそうです。

建築年代といたしましては1774年の建設とされております。
建設以来、改修を重ねておりますけれども、老朽化と耐震性
に問題があるということから、平成28年秋から全面的な改修、
解体修理が行われまして、29年12月に完成しております。

今回の指定の申請に当たりましては、5月23日に、市の文化
財保護委員会委員でいらっしゃいます東京工芸大学名誉教授の
清水擴先生に調査をお願いしておりまして、別紙のほうの評価書
を出していただいております、文化財としての価値を十分に持
つものだというふうに評価をいただいております。

今回、教育委員会のほうから、市の文化財保護委員会に対しま
して重要文化財の指定について諮問をするものでございまして。

私からは以上でございまして。

内田教育長

説明が終わりました。質問等があればお願いしたいと思いま
す。

何年前でしたっけ、これ、車が突っ込んでしまって、ちょっと被
害があったのは。3年ぐらい前。

市民部専任参事

そうですね。先ほど教育長からお話がありましたように、ちょ
っとこれ、道路に面してございまして、東海大の学生さんだと思
うんですが、ちょっと破損してしまつて。

先ほど生涯学習文化振興課長のほうから、改修をしているの
に、今回、指定文化財という形はどうかかなという多分疑問が
あると思うのですが、ほとんど当時の部材を活用して改修してお
りますので、清水先生をはじめ専門家のほうも、これについては
十分、市の指定文化財に値するというお話もいただきましたの
で、ぜひ、これを文化財保護委員会にかけて答申をいただいて、
指定文化財という形で保存管理をしていきたいというふうに思
っておりますので、よろしく申し上げます。

内田教育長

住職も大分悩まれたようで、私も1度行ってきたんですけど

も、維持するのにやはり相当金がかかるということ、檀家さんが皆さん、努力をされるというようなことがあるんですけども、全面的なつくりかえというようなことも一つの選択肢として当時は考えられた部分もあるようなのですが、今、専任参事が話したように、基本、当時の部材を使って補修をかけるという形でやられたということなんですね。

交通事故があったときに、私も心配したのですが、ものが傾くような、そんな状況もあったものですからちょっと心配したんですけども。

どうでしょうか、ほかに何か御質問は。よろしいですか。

それでは、議案第20号「秦野市指定重要文化財の指定に関する諮問について」、原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

－異議なし－

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、「協議事項」に入りたいと思います。まず(1)の秦野市中学校部活動ガイドライン(案)について説明をお願いいたします。

私のほうから、ガイドラインについての説明をさせていただきます。

まず1ページ目をお開きください。本年3月に、スポーツ庁のほうから「運動部活動の在り方に関する方針」が策定されまして、市町村教育委員会に対して「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定を義務付けしております。

その1年前には、部活動指導員による、外部の方が学校の部活動にどんどん積極的に関わっていただくような制度設計もされました。それに基づきまして、今年度の4月には、国のガイドラインに則りまして、県のほうから「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」が策定されています。

こうした流れを踏まえまして、本市では平成29年度から部活動検討委員会の中でずっと検討を進めてまいったのですが、当初、31年に秦野市を中心として県総体が開催されるということで、県総体が終わってから、もう少し煮詰めたものを長期的に考えていきたいと思いますというような方針が立っておりました。

ところが、部活動指導員について国のほうから補助金のメニューがありました。本市でもかねてから部活動顧問に関して独自で派遣制度を導入しておりましたので、その拡大運用ということで補助金に手を挙げたところ、必ずガイドラインを策定したうえ

内田教育長

教育指導課長兼
教育研究所長

でないと補助金は難しいというような回答をいただきました。急遽、今までの議論、ちょっと討議のスピードを速めまして今回提案をさせていただくような形でございます。

大きなポイントとしましては、実は国から出されたものを県は割とそのまま運用しているような形になっていまして、後半に参考資料としまして国のガイドラインがついています。

ただ、本市では、22年3月に部活動検討委員会が一定の報告書を出しています。私どもは、その報告書をベースに策定作業を少しずつ進めてまいりましたので、割と煮詰まったものができるのかなというふうに感じております。

そのうえで大きな特色としまして、2ページをお開きください。2ページの「適切な部活動の運営のために」(2)指導・運営に係る体制の構築のところ、あえて「教育委員会の取組」を入れてございます。県の取組の中で教育委員会の取組というのはそんなに明確に打ち出していないのですが、かねてより教育長から、教育委員会は後方支援部隊であるというようなことを御指導いただいておりますので、あえて「教育委員会の取組」をそれぞれの項目の中に入れてさせていただいております。

先ほど冒頭にも言いましたが、中学校運動部活動顧問派遣事業というのは、おそらく県下でも珍しい制度です。また、部活動指導協力者につきましても、比較的早くから秦野市は取り組んできたこと、こういったこともしっかり意義付けをさせていただいております。

続きまして、3ページになります。「合理的かつ効果的な活動のために」の(1)イ「各学校での取組」の1行目のところに、「各校では、部活動の実施に当たり、生徒が勝利や入賞等の結果以外の価値観を学ぶことができるよう」から「リーダー育成」、これが秦野の独自の考え方をここに折り込んでいます。

こういった策定作業の間に、大変残念なのですが、日大のアメフトの事件がございました。こういった報道、有識者の発言の中に、この「入賞等の結果以外の価値観」、これは大事であるというふうなことを御提示いただいたところもありましたので、あえて入れさせていただいております。

続きまして、4ページです。一番、今回の策定の中で教職員の多忙化解消という中で、学期中の取扱いとしまして(2)アになります。「原則として学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける」。これは、県のほうは県立高校で高校野球等の関連もあるかと思うのですが、年間52週の中での「52日以上に相当する

休養日」というような、割と弾力的な運用を重ねてあって、部活動検討委員会に委ねてみたのですが、特に若い委員の方から、やはり原則として週2日以上休養日、これは若い先生方にとって大変重要であるというような御意見をいただきましたので、秦野市としては、原則として2日以上休養日を設けるということで入れてございます。

続きまして、朝練習の考え方です。これも国や県の中にはございませんでした。ただ、平成17年頃の部活動検討委員会の議論の中でも朝練習について深く議論があったように記憶が残っておりますので、例示という形で(ア)から(ウ)までの取組を参考にして各学校で考えてほしいということを入れてございます。

最後に、5ページになります。5ページの「1日の活動時間について」ですが、当初、県や国の中では、子どもの活動時間を2時間とか3時間というふうに言っていますが、中学校の場合は、登下校の行き帰りですとかそういったところも指導の対象にしているという実態もございまして、そういったことも踏まえまして、活動時間は2時間だけれども、その前後もしっかり顧問が責任を持つようにというくだりを入れてございます。

それと、今後の部活動についてですが、先ほど言いましたように、当初、検討委員会の中では、平成31年、県総体が終わった段階で検討を進めていこうというようなことを言っておったのですが、先ほど申しましたように、文部科学省のほうから様々な指示がありますので、あえて今後も「適宜見直しを図るもの」というふうに一文を入れるということと、やはり少子化の影響で既に、ある部活動は9校中6校でしか活動できていないというようなこと、つまり子どもが減ってくるとこの後、急速に部活動に変化が出てくるということを見越しまして、改めて「社会体育への移行も含めて地域の人的資源を活用した展開」、こういった一文も入れさせていただいています。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

内田教育長

説明が終わりました。質問等がありましたらお願いしたいと思います。

片山委員

これ、読ませていただいて、かなり色々なことが県の指導を見ながら考えられているなということがわかったんですけど、ちょっと1つですが、5ページの1日の活動時間なんですけど、今お話があったように、活動、県には書いていないんですけど、ここでは2時間、3時間と書いてある。この文章は、例えば、これも個人的なんですけど、「程度」というものをとらないとこの文章

教育指導課長兼
教育研究所長

がちよつとおかしいかなというふうに思ったんです。「長くとも平日では2時間」「3時間」としないと、時間が人によって違うなという。その後に「できるだけ短時間」と書いてあるので、長くとも2時間程度と言われると、できるだけ短時間というのはどのくらいになるのかなというのを、ふと思ったんですよ。その辺をちよつと考えていただけるとよろしいかなと思います。

特に学校の休業日の3時間程度というのは、練習試合の関係がございまして、3時間以内だから、はい、じゃ、練習試合を切りますということがなかなか難しいという御意見があったものですから、その部分は県に倣って少し幅を持たせているということです。ですが、今御意見をいただきましたので、再度、課のほうで検討してまいりたいと思っています。

片山委員

もう一ついいですか。2ページのところなんですけど、部活動の方針で、「各学校長に提出する」のはすごくいいと思いますけど、「各校で定められた形式」と書いてあるのは、これ、教育委員会で定めちゃったほうがいいんじゃないですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

実は、先ほどちよつと冒頭でお話ししましたが、平成17年頃から部活動検討委員会がございまして、秦野市は既に各校で特定の書式を定めて、大体似通っているんですけども、毎月の報告をするような形をとっています。ですので、既にこれは計画ですとか、校長が印鑑を押すような、これは、けがの報告等にも実はスポーツ協会のほうに提出するようになっておりますので、既に定められた形式がありますので、それを今、尊重しているような形になります。

片山委員
内田教育長
飯田委員

分かりました。

ほかにどうでしょうか。

教員の多忙化の対策としては色々いいことだと思うのですが、週2日以上休養日とか、2時間程度、子どもたちがほんとうに強くなりたいとか、うまくなりたいとか、そういう子どもたちが、休みのときにどこかほかの場所で集まってみんなで練習したり、友達同士で、そういった、あり得るとは、ちよつとまだやってみないと分からないですけど、そうなったときの対処方法とか対応というのは何かお考えかどうか、ちよつとお聞きしたいんですけど。

教育指導課長兼
教育研究所長

実は、この部分に関してはかなり突っ込んだ議論がございまして、部活動としてやっている部分が切り離されて、クラブ化されるという懸念は確かにございました。ですが、我々はあくまで学校の中での取組ということで、教職員及び学校に向けてのメッセ

ージということでございますので、今回の国・県の方針を鑑みますと、新たな部活動の価値観、体制づくりとして必要であるということでの提示となっています。ですので、こういうものを出したら全く起きないかという、そういった懸念は議論の中にございました。

ですが、やはり学校の義務教育としましては、先般の日大のアメフトの事案もそうですけれども、私としては、大阪の桜宮高校で体罰があって生徒が自死に至ったということを考えますと、日本の部活動、スポーツが変わりつつあるといったことを見据えて、学校での部活動のあり方について提示をしたというような考えでございます。

内田教育長

どうでしょうか。

どうも、先日、これは新聞でしたか、ニュースでしたか、国が、部活動を学校から、言うなれば切り離してというんですか、地域活動としてやっていくにはどうしたらいいかという検討を始めるような、こんな話もありましたけど、直ちにというわけにはいかないんでしょうけれども、そんなことも一つ検討されていくのかなという気はしているんですね。

ただ、いきなり今の学校での部活動というものから地域活動に持っていくといっても、これはやはり指導者の問題やら何やら様々な課題があると思うので、今、飯田委員がちょっと心配されるような、若干の心配は、じゃ、その2日間休みになったんだけど、子どもたちは自分たちで自主練習だといって、どこかで指導者がいない中でやっていくことによる危険なものということもやはり考えなくちゃいけないのかなという気もしますが、まずはこのガイドラインをつくって、これでやってみて、様々な課題が出てくれば、その都度、見直しなり何なりをしていくと、必要な対応を図っていくと、こういうことしかないのかなという気はしています。

先ほど教育指導課長、学校でクラブ活動がなくなって、9校中6校、種目は何ですか。

教育指導課長兼
教育研究所長
内田教育長

大変残念なんですけど、野球部です。

ということだそうです。時代がそういうふうになってきたんでしょうね。いつかは野球はどこにでもあったんですけども。サッカーは全部あるんですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

サッカーは9校全部にございます。

内田教育長

やっぱり時代なのか。平成23年だったですか、24年だったですかね、私、教育長になった直後ぐらいだと思うのですが、柔道の関係で大変危機感を感じた秦野高校のOBが、秦野高校に柔道部が無くなってしまおうとか、こういう話があつて、確認をしたら、いや、柔道部が無くなってしまふのではなくて、柔道部はあるんだけど、柔道部の部員が1名しかいないんだよと、そんな話がありましてね。あれだけ伝統を持っていたところがそういうふうになっちゃうって、逆に、種目によって、非常に発展的なものはどんどん増えるのですが、そうじゃないものはどんどん参加者がいなくなってしまうという心配があるんですね。

教育指導課長兼
教育研究所長

あとは全校にあるのはどういう種目がありますか。

人数が多いのは卓球とかバドミントンです。

先ほども体育担当ともちょっと話をしたんですけども、子どもたちの意識の変化がやっぱりあるのかなというふうに感じております。

内田教育長

時代なんですね。

いずれにしても、このガイドラインについては、これを提示して、様々な課題がここで出てくると思いますが、そうしたものは見直しをかけていくという前提で進めてみたいというふうに思っています。

牛田委員

このガイドラインなんですが、今、教育指導課長のほうから話があつたように、急に部活動の価値観を変えたり、いきなり社会体育化へなんかということは無理がありますので、そういう意味合いで今の部活動の現状だとか課題を踏まえられて、そして国のガイドラインが出て、県の方針があり、それを受けて本市としてこういったガイドラインをつくられたということについては、とても良いことだなと、こんなふうに思っています。

ただ、今、教育指導課長からも話があつたとおり、これを教職員の人たちにしっかりと理解してもらい、それから保護者の方々にも理解してもらい、それがやっぱり大事だと思いますね。これが机の中にしまわれていては意味がありませんし、関係するところだけでおさまっているだけでは広がっていきませんので、やっぱり次につないでいくためには、こういう変革期にあるんだよと、ついては、秦野市としては、こういうガイドラインで部活動を支援していきますよというようなメッセージといたしまししょうか、そういうふうなことを伝えていく必要があると思います。

特に、その伝え方としては、2ページの「部活動の方針の策定等」のところですが、「学校長は、教育委員会の『秦野市中学校

部活動ガイドライン』に則り、毎年度、『学校の部活動に係る活動方針』を作成し、部活動説明会等を活用して周知を行うとともに、学校のホームページにより公表する」と書いてあるんだけど、もっと教育委員会としても周知をしていく、アクション、動きがあっただけかなと思いました。

特に、教育指導課長がおっしゃった3ページの「生徒が勝利や入賞等の結果以外の」云々と、「リーダー育成等の理念」というところだとか、それから、さっきも触れられた4ページの「活動時間及び休養日等について」のこの辺のところの取扱い、これも全体を通してですけれども、結果的には、「はじめに」は省いてもいいと思いますが、2ページ、3ページ、4ページのこの辺のところのガイドラインをもう少しコンパクトにして、そして、保護者の方々にも理解と協力を促していくような、そんな手だてを講じられたらいいかなと思います。

その辺のところの取扱い方については、校長会としての思いもあると思いますので、校長会とよく協議をされて、その必要性の有無も含めて御検討されたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育指導課長兼
教育研究所長

先ほど飯田委員からも保護者や生徒の思いということの御意見をいただきました。また、牛田委員のほうから、校長会等との連携、保護者との連携、啓発ということもございました。こういったことも踏まえて、今後、また次回までに適切なものに仕上げていきたいと思っております。

内田教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次に(2)秦野市いじめ防止基本方針(案)の改定について説明をお願いいたします。

教育指導課長兼
教育研究所長

昨年、国の基本方針が改定されたことに伴いまして、市のほうも改定するというようなことで今回お諮りするようになります。「法の施行後3年を目途」に検討が加えられることが必要であるということがこの法の中に規定されておりますので、それに伴って今回、着手をしたということになります。

特に特色ということで改定点も含めましてお話をしますが、3ページになります。まず、基本的な考え方ということで、「改定に当たって」というくだりを入れさせていただいています。

これ、いじめの調査委員会のほう、有識者に入っています、大学の先生ですとか、弁護士さんですとか、臨床心理士、精神科のお医者様に入っています、その中で、いきなりいじめの定義ということでぽんといじめを持ってくるので

はなくて、市全体としてどんな教育を行っていくのかということ
をきちっと入れなさいと、夢のあるものにしてほしいということ
をいただきましたので、あえて、改定に当たって、本市の取組を
わくわく教育プランの中でこのような形でやっているということ
を入れさせていただいたというくだりになります。それが3ペ
ージになります。

それから、細かい改定点ですが、4ページをお開きください。
4ページの下の方の部分でございます。これはここ一、二年の間、
文部科学省が非常にこのあたりを言ってきております。「いじ
めが解消している状態とは」ということを再三、文部科学省のほう
からお話をいただいておりますので、この部分を新たに付け加
えさせていただいていると。

それから、同じく5ページの(4)いじめの正確な認知という
ことで、「いじめ見逃しゼロ」というようなフレーズを、5月に
文部科学省のほうの研修会に私どもの担当指導主事が参加して
おります。「いじめ見逃しゼロ」ということでの正確な認知とい
うことで入れさせていただいております。

続きまして、6ページになります。基本的施策、この中で「い
じめを考える児童生徒委員会」の開催の部分、25年、26年
当時から色々な新たな試みが入っています。特に未然防止として
のリーダー育成、ピアサポート、SOSカードの作成、非常にや
っぱり秦野市の独自の取組でございますので、この部分は丁寧
に記載をさせていただいております。

それから、同じように今年4月から、コミュニティルーム「つ
ばさ」ということで自立支援教室を拡充しております。これは、
全国のいじめの事案をよく調べますと発達障害のお子さんたち
への理解不足というところもありますので、そういった思いもあ
って自立支援教室を拡充しておりますので、そのくだりを入れさ
せていただいております。

続きまして、8ページになります。8ページの上から2段目の
(エ)の部分になりますが、これも前回なかったものですが、P
DCAサイクルに入れて学校評価の中にきちっと位置付けして、
自己評価して毎年見直していきましようというくだりを入れさ
せていただいております。

それから、イのいじめの未然防止の(エ)の部分ですが、「教
職員の自己開示を」という表記があったのですが、時代の流れも
ありますので、「相談しやすい環境づくり」というふうに項目を
変えているということでございます。

飛んでしまって申し訳ないのですが、10ページになります。10ページのエのいじめの早期対応の(ウ)組織的な対応というところですが、実は本市、昨年度の取組の中で、臨床心理士を活用したいじめの初期対応を行いまして非常に効果を上げております。客観的事実と心理的事実というようなことを丁寧に、臨床心理士が、私ども、それから学校職員に説明しまして、いじめた側、いじめられた側の対応が成功した事例もございましたので、ここにあって心理の専門家というようなくだりを入れさせていただいております。既にこの件に関しては校長会等でもお話をさせていただいて、現在も2名の臨床心理士がいじめの初期対応に当たっております。

続きまして、12ページになります。(3)いじめの重大事態への対処ということですが、総合教育会議の位置付けということを、教育部長、それから総務課からも御助言いただきましたので、教育長とも御相談させていただきながら、総合教育会議の位置付けについてここに入れさせていただいております。

すみません、長くなって、14ページになります。市長による措置のアのところですが、この3行目ですが、「教育委員会が主体となる『秦野市いじめ問題対策調査委員会』、又は市長が主体となる『秦野市いじめ問題再調査会』が再調査を行うことができます」と。

そうしますと、当初の制度設計では、一次的に教育委員会もしくは学校がやるものを、1回で市長のほうの再調査というようなことを制度設計してあったのですが、やはり実際に我々が運用していく中で、学校の中に調査委員会を立ち上げたものを、もう一度、市の調査委員会でやったほうが精査できるというふうに、これは私の課長としての思いもございますので、あえてこのような形で入れさせていただいております。

続きまして、16ページ、17ページになります。ここは組織の構成機関としまして名称等が変わったところ。それから、教育総務課さんのほうから様々御助言をいただく中で、組織の役割のところそれぞれリード文をつけさせていただいているというようなことで、ウの組織の役割のところ、組織の役割を明確にリード文として入れさせていただいたというところでございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

説明が終わりました。質問等がありましたらお願いしたいと思います。

内田教育長

牛田委員

時代の状況に合わせてこれも変化していく部分もあるものですから、今、必要とされるものを検討して反映していくというような考え方のもとでやっていくということですね。

どうしても現状で各市で起きているようなことを考えてみますと、こうした方針があったとしても、初期対応というんですか、そういうことが一番大事なことだなということをつくづく痛感してしまっていて、こういうものできちんと整理したうえで、それでいざ具体的な動きというものを、やはり学校現場も教育委員会もきちんと改めて整理をしておかなくちゃいけないなというようなことを思っています。

どうでしょうか。

全体を見てみますと、非常にしっかりと内容が整理されて項目立てもできているなど、このように思います。

私のほうで気がついたことを幾つか紹介したいと思うのですが、まず12ページの(ウ)の内容については、確認いたしましたところ、新旧対照表で見えますと文言的には変わっていないのですが、ちょっと読んでみますが、「児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります」ということで、ここで伝えたいことはよく理解できるのですが、ただ、2行目に、ここに「学校が」が入ってくると、場合によっては、学校の解釈で、こういうふうな文言があったとしても、この事案が調査というふうに動いていかない場合も、可能性も、恐れもあるんじゃないかなと、ふと思ったんですね。

ですので、これは私の案ですけれども、一番最初に学校または教育委員会にというのを加えまして、学校または教育委員会に、児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があった場合は、1つの案として、場合は以下をずっと削除しちゃって、その軽重に関わらず、3行目の一番最後、重大事態が発生したものとみなし、調査等に当たります、という形のほうがむしろ思いが伝わってくるんじゃないかなと思いました。参考までにしてください。

それと2つ目は、教育指導課長からの話があったとおり、この総合教育会議、ちょうど下から10行目ぐらいでしょうか、総合教育会議について触れられているのですが、また下記のところを読んでみますと、「再発防止策の検討やいじめの未然防止のため、

総合教育会議の場での議論を通じて」と書いてあるんです。しかしながら（3）の表題を見てみますと「いじめの重大事態への対処」と書いてありますので、果たして総合教育会議で議論をしていくのは防止とか未然防止だけではとどまらないのではないかな。場合によっては、臨時ですとか、名前は適当かどうかわかりませんが、緊急ですとか、いわゆるこのいじめ重大事態への解決、解消に向けた議論というのが、私は、この総合教育会議もちょっと勉強不足で位置付けがよく分からないのですが、果たしてそういった言い回しでいいのかどうか、それがちょっと気になりました。それが2つ目です。

それから、3つ目は、12ページのア「事実関係を明確にするための調査と組織」と書いてありまして、次の「重大事態の調査は、学校の設置者又は学校が行います」と書いてあります。ずっとこの内容を見てみますと、学校の設置者はイコール教育委員会ではないかなと思うんですね。ほかが全て教育委員会と書いてありますので、ここも学校の設置者ではなく、教育委員会又は学校が行いますという表記になるのではないかなと思います。

その次に、（ア）が「学校が調査主体となる場合」と書いてあって、その次に（イ）が「教育委員会が調査主体となる場合」と書いてあります。もし、この（ア）（イ）の順番でいえば、学校又は教育委員会が行いますというふうにリード文はなってくるのかなと。もし、教育委員会が先に来るのであれば、（イ）の部分を（ア）にして、（ア）を（イ）にしたほうがいいのかと思いました。

そして、13ページの「いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供」というのが項目イの表題になっているのですが、中身を読んでみますと、情報提供だけではない、非常に扱い方の難しい内容も、調査という部分で含まれているように思いますので、ここの内容から鑑みますと、イの表題は、これは私の意見なのですが、調査の取扱いと適切な情報提供というような表題がいいのかなというふうに感じました。

それで、13ページのイのところに入るのですが、大きいイ、括弧のないイですね。このイのところでは扱っているのが、「事実関係を明確にするための調査」というのが入ってくるんですね、調査。そして、なお書きのところ、調査の一つとしてアンケートというのがあります。

ということで、私が心配になったり、気になったのが、今、国でも公文書の取扱いが色々と議論されていますし、また、先だっ

て神戸市の教育委員会で、平成28年でしょうか、中3の女の子がいじめに遭って自殺したというときの対応で、そのメモを、あったにも関わらず公開しなかったというようなことが大きく新聞報道もされましたので、このあたりの調査を行うに当たって生まれてきた記録、その辺のところの扱い方をここで触れておく必要があるのかどうかはちょっと私も分からないのですが、秦野市の文書取扱規程との関わり合いにも触れてくるのかなど。その辺のところまでここであえて触れる必要があるのか、いや、ここにはそこまで触れる必要はないのかということ、意見が分かれるかと思いますが、少しその辺も気になったところです。

それと、13ページのウ、「いじめを行った児童・生徒及びその保護者への対応」ということですが、この文章をもう少し整理したほうがいいのかと思います。ちょっと読んでみますと、「いじめを行った児童・生徒に対しては、適切かつ毅然とした指導を行います」。で、また書きが書いてあるのですが、この4行については、一文にしたほうがすっきりして分かりやすいかなと思うんですね。例えば、「いじめを行った児童・生徒に対しては、」、次の行に行きまして、「その」に入ります。「児童・生徒のいじめ」を省いて、いじめを行った児童・生徒に対しては、その行為に至った背景を整理し、「本人」以下同じように、本人及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないための、「ように」を「ための」にしまして、ための助言や支援など、そして一番最初、1行目のところに戻ります。ための助言や支援など適切かつ毅然とした指導を行います。というようにするとすっきりするかなと思いました。

続いて、段落がえ、行がえのところの教育委員会のところでの出席停止の扱いなのですが、「また」という言葉を使ったほうがいいのかどうか、また、教育委員会は、ここで必要に応じて、全てが重大事案、全てが出席停止ではないと思いますので、また、教育委員会は、必要に応じてを加えまして、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項及び同法49条の規定に基づきその児童・生徒の出席停止を命じる等の、「必要な」を取ってしまって、等の処置を速やかに行います。「速やかにとるものとしします」でもいいのかな、どうなのかな。速やかに行います。「また」のところは、その場合、取ったほうがいい、措置を行った場合ですから、「また」ではなくて、ここは、その場合、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行っていきます。というような形にしてはどうか

なと思いますので、参考までにコメントをいただけたらなと思います。

教育指導課長兼
教育研究所長

全体を見てみまして、以上が私、気がついたところなんですけれども、色々なことを想定してきめ細やかに整理されていると思います。あとは、直接、現場で子どもたちに関わっている先生方にしっかりこの内容を周知していくことが大切かと思いますので、そのあたり、よろしくお願ひしたいと思います。この作業、大変だったと思います。お疲れさまでした。

貴重な御意見ありがとうございました。

今御指摘いただいた中には、国から出されたものがそのまま使われている部分もございますので、県の教育委員会ともちょっと連携しながら、ここの部分を今のような御指摘の形で対応しているかどうかということもちょっと確認をとりながら、丁寧に対応させていただきたいと思います。

また、総合教育会議の位置付けに関してなのですが、今色々な対応をしておりますと、総合教育会議の場で何を話をしていったらいいかというのは、先ほど御指摘いただいた総合教育会議の中の位置付けを踏まえた記述になっておりますので、そのあたりも再度精査していきたいと思います。

以上です。

内田教育長

いずれにしても、今御指摘を受けたことについては、再度よく中身の確認をしたうえで、反映できるものは反映するという形をとりたいと思います。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、秦野市いじめ防止基本方針（案）の改定について、以上とさせていただきます。

教育総務課長

「その他」に入ります。平成30年度園・校における防災訓練（引き取り訓練）の結果について説明をお願いします。

それでは、右上に「その他（1）」と書かれました資料を御覧いただければと思います。平成30年度園・校における防災訓練、今回、引き取り訓練になりますけれども、その結果について御報告をさせていただきたいと思います。

今年度につきましては、6月6日の水曜日を基準日といたしまして引き取り訓練を実施いたしました。ただし、北中学校区、大根中学校区、本町中学校区は、別の日に訓練を実施した結果という形になります。

真ん中の表になります。幼・小・中、こども園を含めまして36の園・校、参加者は1万3,118人になります。引き取り

の園児・児童・生徒につきましては1万2,540人で行いました。また、578人が一時保護ということでございまして、例年と同じでございすけれども、どうしても中学校では530人、約14%が一時保護という結果になっております。

3番、主な意見・課題等ということで4つほど挙げさせていただいております。

1つは、雨天での引き取りとなり、各教室前で引き取りを実施したが、自分の子どもの教室が分からない保護者がいた。あるいは、廊下や階段での混雑が生じたということで、保護者への通知文等でしっかり対応していきたいというのが上がっております。

また、2つ目につきましては、児童ホームの閉鎖日を把握していない保護者の方がいられて、児童ホームに引き取りを頼もうとしていたために、引き取りに来る方が来るまで一時保護をするようになり、ちょっと遅くなったというようなことが2つ目でございます。

それから、3つ目につきましては、事前に訓練について案内通知を行っているわけですが、やはり最近、また地震が発生しておりますので、保護者の方の意識は年々高まっているということは意見としていただいているのですが、中にはやはり車での引き取り、あるいは訓練にそぐわない服装などという形で、有事の際を想定した訓練であるということをもう少し強く呼びかけていく必要があるのではないか、そのような意見もいただいております。

それから、裏面を御覧いただきたいと思いますが、4つ目でございますが、引き取り人である保護者について、どこまでを保護者とするか。引取人名簿に記載されていない人が来られた場合の対応を、もう少し全体で統一しておく必要があったのではないか、そのような意見をいただいております。

このような意見等を整理いたしますと、子ども、あるいは先生の動きの再確認についてという意見が約15件、それから、保護者の危機意識の問題についてが13件、それから、連絡体制の見直し、強化についてが8件という形になっております。

次に、来年度に向けた課題と今後の対応ということになりますけれども、今、3番目で申し上げました4つの意見、雨天時の対応、それから、車での引き取りなど保護者の防災意識の問題、あるいは、保護者への訓練内容の周知方法、あるいは、引取者名簿とその範囲についてという形で、このような課題として上がってまいりましたので、来年度はこの実施に向けて、これらの課題を

解決してつなげてまいりたいというふうに思っております。

それから、前回の教育委員会会議で引き取り訓練の実施のことをお話ししたときに、もう少し広く周知したらどうだろうということでお話をいただきましたので、早速、市の広報課を通じまして、まほろば通信という形で記者に情報提供をさせていただいたんですけれども、残念ながら、記事として取り上げたところはございませんでしたので、また来年は早目に少し手だてをとっていききたいなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

内田教育長

説明が終わりました。何かありましたらお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

飯田委員

保護者が歩いて、もちろん引き取りに来るわけですね。そういったときに通学路で、この間の大阪のほうでブロック塀が倒れたという地震があったりしたので、保護者がせっかく歩いてくるので、保護者の目から見て、ここはちょっと危険な箇所だなというのがあったら、そういうのをちょっと意見として学校のほうに言ってもらったり、意見を出してもらったり、そういうことをしたらいかがでしょうか。

教育総務課長

今、大阪の地震の例がございまして、それとは別に今、調査をさせていただいているところでございますけれども、確かに、保護者がこういったときに通学路を通るということでございますので、その辺も参考にさせていただきながらしていきたいと思えます。

牛田委員

私も今、飯田委員から指摘があったとおり、有事の際を想定した訓練の実施を強く呼びかけていきたいというように表面に書いてあります。この辺のところを色々な形で工夫されて、呼びかけをしていただく必要があると考えております。

やはり保護者が、今、飯田委員がおっしゃったとおり、実際に子どもたちと一緒に通学路を歩くということはとても大事なことなんですね。ブロック塀もあるし、また、危険な看板もありますでしょうし、あるいは、自販機も今、やっぱり倒れることって想定されますので。

そして加えて、この間、新潟で痛ましい事件がありましたね。女の子を連れ去って殺害した。大人が残念ながら、その様子というか、連れ去る現場を見ることができずに、いわゆる大人の目線が届かない、いわゆる防犯上危険だということもやっぱり親としても確認しておく必要があるだろうし、また、そういった箇所があれば、関係する来た方に知らせてもらうことも大事だと思

ますので、ぜひ、そういったことを通じて保護者の方々にこの訓練への参加に協力してもらおうということが大事ではないかなと、こんなふうに思います。

それと今、教育総務課長さんのほうから話があった、文部科学省のほうから先ほど話題に上がったブロック塀の倒壊で、状況を緊急に調査しなさいというような文部科学省から指示があったというニュースを聞いているのですが、今の本市の状況がある程度分かれば、まず教えていただければなと思います。

それと、2ページの最後のところの引取者名簿に掲載されていない方が云々という、この辺のところの扱いですが、これ、本当に難しいと思うのですが、実際、もし引き取りに来なかった場合には、これは有事を想定した場合には基本的には学校で保護するしかないんですよね。そのことも含めて、やっぱり先ほどの保護者への協力依頼の呼びかけのときにお伝えしていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

片山委員

私も今のところ、実際にこれ、どうされたのかを教えていただきたいなと、今回の訓練なんですけど、名簿に掲載されていない方が来られたときにどういうふうに対応されたのかなというのをちょっと教えていただきたいと思います。

教育総務課長

まず、今の名簿に登載されていない方の対応については、例えば親御さんに連絡をして確認するとか、あるいはその関係性ですね、その人がおじいちゃんであるかを確認してお渡しをしているという形でございます。

それから、牛田委員のお話でございました、通学路の関係でありますとか、大人の視点でどこが危ないところかという話につきましては、やはり今後の課題として、あわせて確認してもらおうような形で学校とも相談していきたいなというふうに思っております。

それから、ブロック塀の調査につきましては、18日に震災が起きたときに、私どもとしても調査を今、学校のほうに依頼しております、ブロック塀の有無とかが上がっておりますので、それにつきましてはまた、今、詳細な調査をさせていただいているというところでございます。

また、通学路につきましては、やっぱり学校教育課を通じまして学校のほうに再度確認するよという形で通知を出させていただいているというところでございますので、調査結果がまとまり次第、また御報告させていただければと思っております。

内田教育長

図書館長

よろしいですか。

それでは、その他の案件で、夕暮祭短歌大会作品集について。それでは、図書館から1件御報告をさせていただきます。

本日お手元に第31回夕暮祭短歌大会作品集をお配りさせていただきます。ピンク色の冊子でございます。まず、御覧いただければと思います。

先週、6月16日の土曜日、午後1時半から4時まで、図書館視聴覚室におきまして第31回夕暮祭短歌大会表彰式を開催いたしました。

応募者は前回の教育委員会会議のときに御報告しましたとおり、618名ということで、最年少10歳、最年長は101歳ということでございます。また、海外ではオーストラリアから5名の方の応募がございました。そのほかに、東京都葛飾区立の中学校3年生144名、現在は中学校を卒業されていると思いますが、この方たちの参加もございました。

入賞者は26名でございます。そのうち11名が表彰式に出席され、教育長から賞状を授与いたしました。県外からは大分県、鳥取県、大阪府からもおいでいただきました。当日の来場者は約50名ということでございました。

今回は、電子メールでの応募も受け付けをやったということもございまして、20代以下の年代の方の応募がかなり増えたというようなことがございます。

若者の方にも短歌に親しんでいただきたいと考えておりますけれども、今後とも継続してこの事業を実施していきたいというふうに考えております。

なお、今回、この大会で秦野中ロータリークラブ会長賞というのを特別に今回限りですが、設けまして、昨年度、秦野中ロータリークラブの創立40周年の記念事業で、図書館に短歌関連の本の寄贈をいただきまして、そういった賞も設けさせていただいて、今回は実施をいたしました。

私からは以上でございます。

内田教育長

説明が終わりました。何かありましたらお願いしたいと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、予定していたものはこれで終了です。

次回の日程調整のほうをお願いします。

事務局

次回の教育委員会会議は、7月20日、金曜日、午後1時半から、こちらの会場となります。

よろしいでしょうか。

内田教育長

7月20日ということです。よろしいでしょうか。

—はい—

内田教育長

それでは、7月20日の午後、この場所でということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。